

「議案第 110 号 訴えの提起について」の扱いに対する抗議決議

平成 30 年（2018 年）11 月 15 日に議決された「議案第 110 号 訴えの提起について」は、真嘉比古島第一地区土地区画整理事業における換地処分取消請求訴訟において、換地処分は他の権利者と比較して著しく不利益で違法であるとの敗訴判決を受け、控訴のために議会の議決を求めた議案であった。審議の結果、賛成多数で同意可決に至ったものの、なお慎重な判断を要するとして附帯決議を全会一致で採択し、上告する際は議会の議決を経ることを強く求めた。

しかしながら、このたび市長より、本件訴訟は行政事件訴訟法第 3 条第 2 項「処分の取消しの訴え」に該当する事案であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の議決対象から除外されているとして、「議案第 110 号 訴えの提起について」の議決は不要であった旨の報告と謝罪の表明があった。さらに、去る 7 月 16 日付で福岡高等裁判所那覇支部にて本市敗訴の判決が下り、7 月 30 日に上告したとの報告がなされた。

一連の市長執行部の対応は、議会として決して看過できるものではない。地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定は、「長の事務執行の前提要件としての議決事件」に当たることから、提案権は長にあり、議会は可否を決するのみとされている。議決の要否に係る判断は、法の趣旨からして偏に市長執行部にあることは論を俟たない。今回の事案は、議案上程に至る過程で法規上のチェック体制が機能していないことが露呈したものであり、市長の議案提出権を尊重し慎重な審議を行ってきた議会及び市民の信頼を著しく損なうものである。

また、昨年 11 月 15 日の議会における同意決議と附帯決議が事実上の議決行為として残っている以上、議決不要と判断された事案であっても、上告するにあたっては議会への速やかな報告と意見を聞く機会の確保を図る配慮があるべきである。

以上のことから、今回の訴訟事案に対する本市の一連の対応については、市民及び議会の信頼を大きく損なうものであり、強く抗議するとともに、再発防止と緊張感ある行政運営を求める。

以上、決議する。

令和元年（2019 年）8 月 5 日

那 覇 市 議 会

あて先 那覇市長